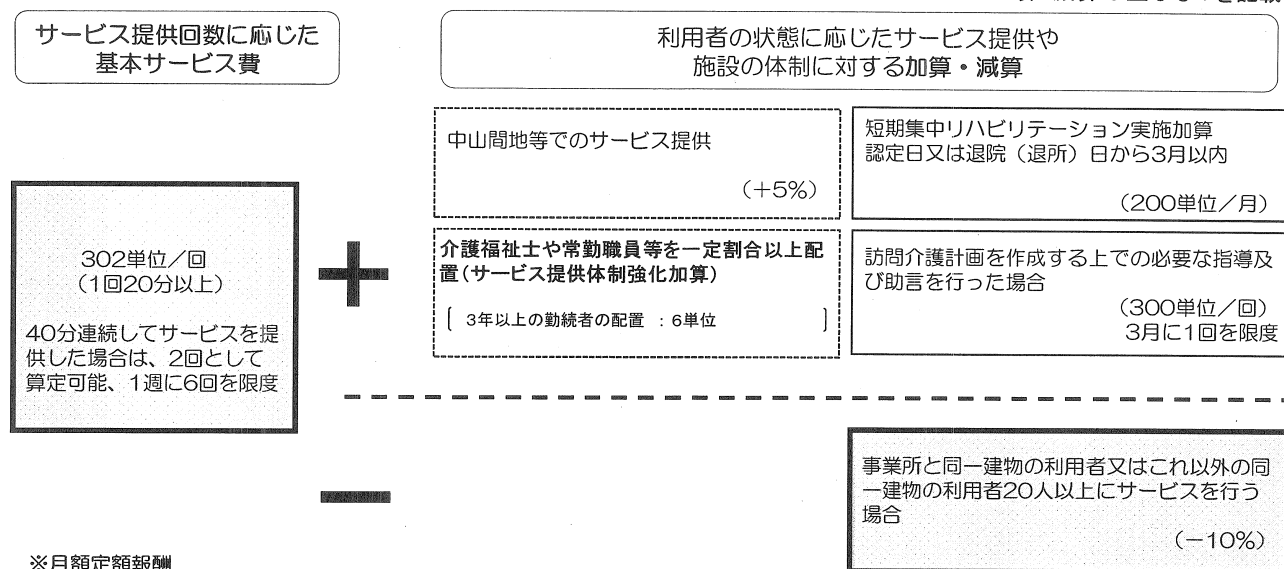


## 17. 介護予防 介護予防訪問リハビリテーション [報酬のイメージ (1月あたり)]

※加算・減算は主なものを記載



は今回の報酬改定で見直しのある項目

209

## 18. 介護老人福祉施設

### 改定事項と概要

#### (1) サテライト型地域密着型介護老人福祉施設の本体施設に係る要件の緩和

- サテライト型居住施設の本体施設として認められる対象として、「指定地域密着型介護老人福祉施設」を追加する。

#### (2) 看取り介護加算の充実

- 入所者及び家族等の意向を尊重しつつ、看取りに関する理解の促進を図り、看取り介護の質を向上させるため、その体制構築・強化をPDCAサイクルにより推進することを要件として、死亡日以前4日以上30日以下における加算を充実する。

#### (3) 「特別養護老人ホーム」の職員に係る専従要件の緩和

- 直接処遇職員による柔軟な地域貢献活動等の実施が可能となるよう、「専従」の規定の趣旨を明確化する。

#### (4) 日常生活継続支援加算の見直し

- 重度の要介護者や認知症高齢者等の積極的な受入を行う施設を評価する観点から、算定要件と単位数の見直しを行う。

#### (5) 在宅・入所相互利用加算の充実

- 地域住民の在宅生活の継続を支援するため、算定要件の緩和と単位数の充実を実施する。

#### (6) 障害者生活支援体制加算の見直し

- 特別なケアが必要と考えられる重度の精神障害者について、新たに障害者生活支援体制加算の対象とする。

#### (7) 多床室における居住費負担の見直し

- 一定の所得を有する多床室の入所者について、光熱水費相当分に加え、室料相当分の負担を居住費として求める。(ただし、利用者負担第1段階から第3段階までの者には補足給付を支給することで利用者負担を増加させない。)

#### (8) 基本報酬の見直し

- 事業の継続性に配慮しつつ、基本報酬の評価は適正化する。また、多床室における居住費負担の見直し等に伴い、新設と既設の多床室における基本報酬設定の差額は設けないこととする。

210

## 18. 介護老人福祉施設 (1) サテライト型地域密着型介護老人福祉施設の本体施設に係る要件の緩和

### 概要

- 現状、サテライト型地域密着型介護老人福祉施設の本体施設は、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院、診療所に限られている。
- ①制度が創設された平成18年4月以降、単独型も含めて、地域密着型介護老人福祉施設の整備が順調に進んでいること、②特別養護老人ホームを経営する社会福祉法人による地域社会に根差したサービスの更なる推進を目指す必要があること等を踏まえ、地域密着型介護老人福祉施設についても、サテライト型地域密着型介護老人福祉施設の本体施設となることができるようにする。

#### 本体施設

- 介護老人福祉施設 (広域特養)
- 介護老人保健施設
- 病院・診療所

本体施設の要件として、新たに、「**地域密着型介護老人福祉施設**」を追加。

(サテライト型居住施設である場合を除く。)

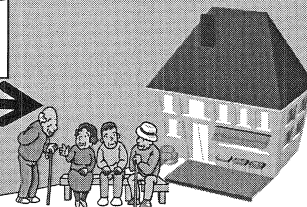
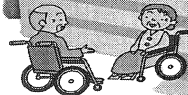
○サテライト型居住施設については、本体施設と適切に連携がなされている場合は、人員基準・設備基準が緩和される。

例: 本体施設が介護老人福祉施設 (広域型特別養護老人ホーム) の場合、

- ◎ 医師・栄養士・機能訓練指導員・介護支援専門員を置かなくてもよい
- ◎ 生活相談員を置く場合、常勤ではなく、常勤換算方法で1以上でよい
- ◎ 看護職員のうち1人以上について、常勤ではなく、常勤換算方法で1以上でよい
- 調理室の代わりに簡易な調理設備を設ければよい
- 医務室の代わりに必要な医薬品・医療機器・臨床検査設備を設ければよい

サテライト型居住施設  
(地域密着型特別養護老人ホーム)

両施設が密接な連携を確保できる範囲内  
(≒通常の交通手段を利用して、  
おおむね20分以内で移動できる範囲内)



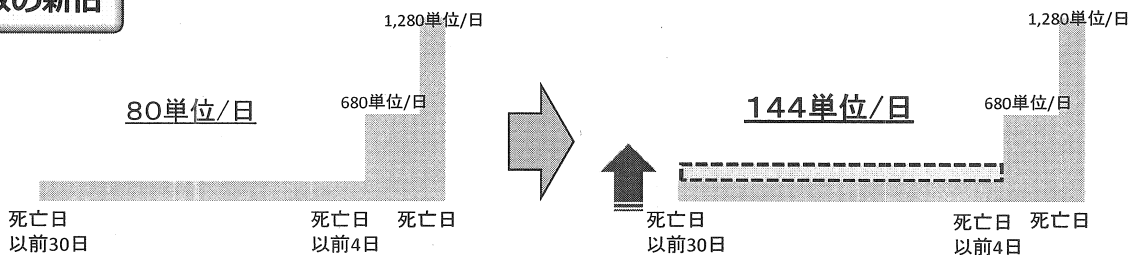
211

## 18. 介護老人福祉施設 (2) 看取り介護加算の充実

### 概要

- 入所者及びその家族等の意向を尊重しつつ、看取りに関する理解の促進を図り、介護福祉施設サービスにおける看取り介護の質を向上させるため、看取り介護の体制構築・強化をPDCAサイクルにより推進することを要件として、死亡日以前4日以上30日以下における手厚い看取り介護の実施を図る。

#### 点数の新旧



#### 算定要件

(施設基準)

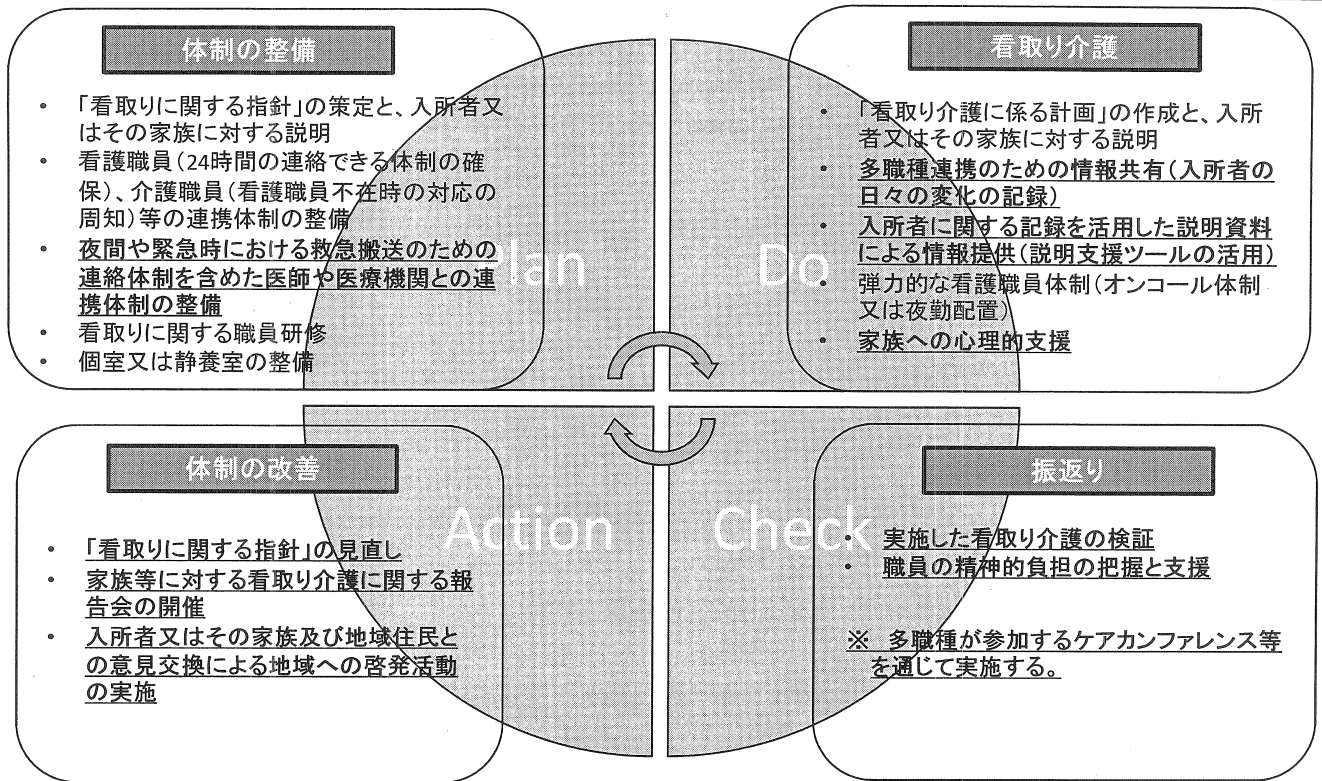
- 看取りに関する指針を定め、入所の際に、入所者又は家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。
- 医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員等による協議の上、適宜、看取りに関する指針の見直しを行うこと。

(利用者基準)

- 多職種が共同で作成した入所者の介護に係る計画について、その内容に応じた適当な者から説明を受け、当該計画について同意している者(その家族等が説明を受けた上で、同意している者を含む。)であること。
- 看取りに関する指針に基づき、入所者の状態又は家族の求め等に応じ随時、多職種の相互の連携の下、介護記録等入所者に関する記録を活用し行われる介護についての説明を受け、同意した上で介護を受けている者(その家族等が説明を受け、同意した上で介護を受けている者を含む。)であること。

212

## 18. 介護老人福祉施設 (2) <参考> 看取り介護加算の充実



※ 新たに求める事項には、アンダーラインを付記

213

## 18. 介護老人福祉施設 (3) 「特別養護老人ホーム」の職員に係る専従要件の緩和

### 概要

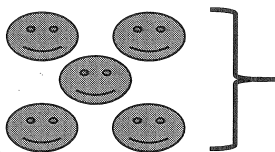
- 特別養護老人ホーム(特養)の直接処遇職員(生活相談員、介護職員、看護職員)は、これまで、事実上、他の仕事に従事することができないものと解釈されてきたが、特養を運営する社会福祉法人が、それぞれの地域の実情に応じて、福祉ニーズに対応していくためには、特養の有する人的資源・ノウハウを活用していくことが不可欠。
- よって、特養の職員に係る「専従」の要件は、特養の職員配置基準を満たす職員として割り当てられた職員について、その勤務表上で割り当てられたサービス提供に従事する時間帯において適用されるもので、それ以外の時間帯における職員の地域貢献活動の実施などが妨げられるものではないことを明らかにする。(「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について」(平成12年3月17日老発214号)の改正。)

### イメージ図

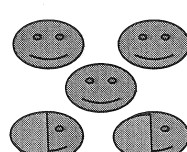
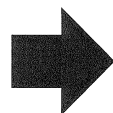
入所者10人に対して、常勤換算方式で5人の職員を手厚く配置。(2:1)

例えば

常勤換算方式で4人の職員配置としつつ、常勤換算一人分の職員は地域展開を行う。(2.5:1)



これまでは、「専従」が強く求められており、臨機応変に地域展開することが困難



( + ● )  
臨機応変なシフトを組むことで、最低基準を上回る分の職員は柔軟に地域展開が可能に。

214

## 18. 介護老人福祉施設（4） 日常生活継続支援加算の見直し

### 概要

- 平成27年度より介護老人福祉施設の新規入所者が原則として要介護3以上となること等を踏まえ、今後、更に、重度者等の積極的な受け入れを行うことを評価する観点から、重度者と認知症高齢者が「新規」入所者の一定割合以上を占める場合等に評価する形に見直す。

### 点数の新旧

1日当たり:23単位



1日当たり: 36単位(従来型)  
46単位(ユニット型)

### 算定要件

- 介護福祉士の数が、常勤換算方法で入所者6に対して1以上。かつ、
  - 以下のいずれかを満たす。
    - 「新規」入所者のうち、要介護4・5の占める割合が70%以上
    - 「新規」入所者のうち、認知症日常生活自立度Ⅲ以上の占める割合が65%以上
    - たんの吸引等が必要な入所者の占める割合が15%以上
- (注)「新規」入所者は「算定日の属する月の前六月間又は前十二月間における新規入所者」である。

215

## 18. 介護老人福祉施設（5） 在宅・入所相互利用加算の見直し

### 概要

- 複数人による介護老人福祉施設への定期的・継続的な入所を実施することにより、地域住民の在宅継続を支援することを評価する在宅・入所相互利用加算について、その利用を促進する観点から、必要な算定要件及び単位数の見直しを行う。

### 点数の新旧

1日当たり:30単位



1日当たり:40単位

### 算定要件

- 利用者を要介護3以上に限定していた要件を廃止する。
- 複数人が在宅期間及び入所期間を定めて計画的に利用する居室について、「同一の個室」であることを求めていた要件を廃止する。

(参考)見直し後の在宅・入所相互利用加算の算定要件

- 複数人があらかじめ在宅期間及び入所期間を定めて、当該施設の居室を計画的に利用。
- 「在宅での生活期間中のケアマネージャー」と、「施設のケアマネージャー」との間での情報交換を十分に行い、双方合意の上、介護に関する目標及び方針を定め、入所者又はその家族等の同意を得ていること。

216

## 18. 介護福祉施設等（6） 障害者生活支援体制加算の見直し

### 概要

- 65歳以前より精神障害を有し、特別なケアが必要と考えられる重度の精神障害者についても、障害者生活支援体制加算の対象となる障害者に追加するとともに、同加算で配置を評価している「障害者生活支援員」について、精神障害者に対する生活支援に関し専門性を有する者を新たに追加する。

### 算定要件

- 利用者の基準として、「視覚、聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者又は重度の知的障害者」に、「**重度の精神障害者**」を追加。

※「重度の精神障害者」とは、精神障害者保健福祉手帳の障害等級が一級又は二級に該当する者であって、65歳に達する日の前日までに同手帳の交付を受けた者とする。

- 障害者生活支援員の基準として、「精神保健福祉士又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第十二条各号に掲げる者」を追加。

※精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和三十五年五月二十三日政令第五十五号）

第十二条 法第四十八条第二項に規定する政令で定める資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学において社会福祉に関する科目又は心理学の課程を修めて卒業した者であって、精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識及び経験を有するもの
- 医師
- 厚生労働大臣が指定した講習会の課程を修了した保健師であって、精神保健及び精神障害者の福祉に関する経験を有するもの
- 前三号に準ずる者であって、精神保健福祉相談員として必要な知識及び経験を有するもの

（参考）障害者生活支援体制加算の算定要件（26単位／日・人）

- 利用者要件を満たす障害者が15名以上入所していること。
- 専従・常勤の「障害者生活支援員」を1名以上配置していること。

217

## 18. 介護老人福祉施設（7） 多床室における居住費負担の見直し

### 概要

- 介護老人福祉施設の多床室の入所者のうち、一定の所得を有する入所者については、現行の光熱水費相当分に加え、室料相当分の負担を居住費として求める。（※実施は27年8月から。）
- ただし、低所得者に配慮する観点から、利用者負担第1段階から第3段階までの者については、補足給付を支給することにより、利用者負担を増加させないこととする。

### 見直しの具体的な内容

- 介護福祉施設サービス、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の利用者のうち、多床室の入所者の基本報酬について、従来型個室の入所者と同額に設定する。（▲47単位。）
- 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設の入所者のうち、多床室の入所者の基準費用額について、平成27年8月の時点で、以下のように見直す。

1日当たり:370円



1日当たり:840円

- 他方で、利用者負担第1段階から第3段階までの者の負担限度額は変更しない。（結果的に、補足給付が増額することとなる。）

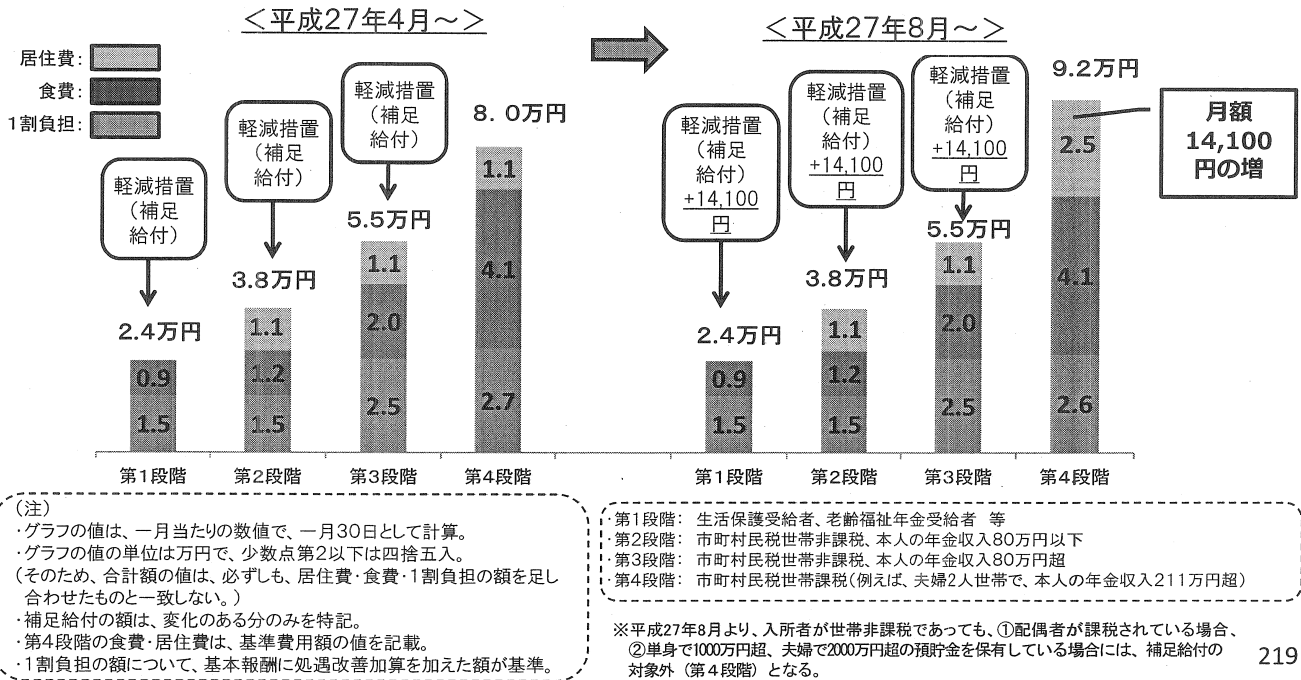
※短期入所生活介護についても同様の見直しを行う。

※別途、直近の家計調査での光熱水費の額が現行の基準費用額を上回っていることを踏まえた見直しが平成27年4月に実施されることから、多床室の基準費用額は、現行の320円→370円に変更となる。

218

## 18. 介護老人福祉施設（7）＜参考＞ 多床室における居住費負担の見直し

- 特別養護老人ホームの多床室の入所者については、光熱水費相当の1日当たり370円（1ヶ月を30日として11,100円）の自己負担に加え、平成27年8月より、室料相当として、1日当たり470円（1ヶ月を30日として14,100円）が自己負担となる。
- ただし、所得の低い第1～3段階の入所者は、負担の軽減措置（補足給付）が支給されるため、居住費負担は増加しない。



219

## 18. 介護老人福祉施設（8）基本報酬の見直し

### 概要

- 介護福祉施設サービスの基本報酬については、引き続き収支差が高い水準を維持していること等を踏まえ、事業の継続性に配慮しつつ、評価を適正化する。
- また、多床室の基本報酬について、室料相当分を減額し、利用者負担となること等を踏まえ、平成24年4月1日以前に整備された多床室とそれ以降に新設された多床室との間での報酬設定の差は設けないこととする。

※ 多床室の居住費負担の見直し(室料相当を利用者負担とする見直し)に伴って、平成27年8月からの多床室の基本報酬は▲47単位となる。

サービス区分	現行	平成27年4月	平成27年8月
ユニット型個室	947	894	(同左)
従来型個室	863	814	(同左)
多床室(平成24年4月1日以前に整備)	912	861	814
多床室(平成24年4月1日後に整備)	903	861	814

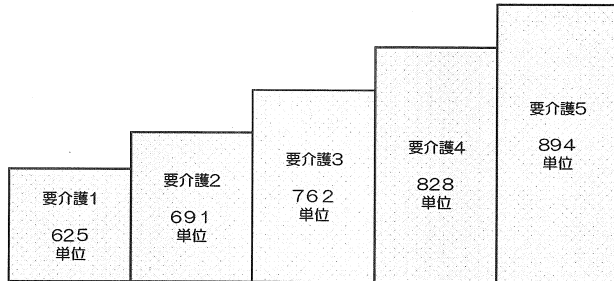
※要介護5の入所者の場合。

220

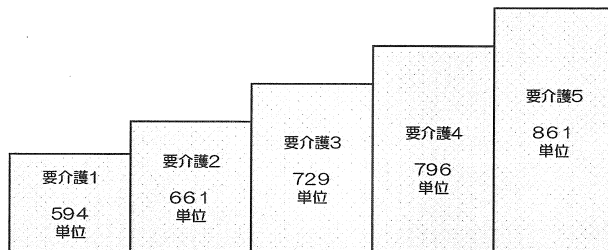
# 18. 介護老人福祉施設 [ 報酬のイメージ (1日あたり) ]

※ 加算・減算は主なものを記載

利用者の要介護度に応じた基本サービス費  
(ユニット型個室の場合)



利用者の要介護度に応じた基本サービス費  
(多床室の場合。27年4月時点)



● は今回の報酬改定で見直しのある項目

利用者の状態に応じたサービス提供や  
施設の体制に対する加算・減算

+

【日常生活継続支援加算】  
(ユニット：46単位、  
多床室：36単位)

(要件)  
新規入所者の総数のうち、要  
介護4・5の者及び認知症自  
立度Ⅲ以上の者の占める割合  
が一定以上である等の施設に  
おいて、介護福祉士の数が入  
所者6に対して1以上配置さ  
れていること

【看護体制加算】  
(13単位など)

(要件)  
・手厚い看護職員の配置  
・24時間連絡できる体制を確保

【夜勤職員配置加算】  
(27単位など)

(要件)  
夜勤を行う介護職員又は看護職  
員の数が最低基準を1以上、上  
回っていること

【個別機能訓練加算】  
(12単位)

(要件)  
・専ら機能訓練指導員の職  
務に従事する常勤の理学  
療法士等を1名以上配置  
・入所者ごとに作成した個  
別機能訓練計画に基づき  
計画的に機能訓練を実施

【栄養マネジメント加算】  
(14単位)

(要件)  
・常勤の管理栄養士を1名以  
上配置  
・摂食・嚥下機能や食形態に  
も配慮した栄養ケア計画を  
作成し、栄養管理を実施。

【サービス提供体制強化加算】  
介護福祉士や常勤職員等を一  
定割合以上配置  
・介護福祉士6割以上：18単位  
・介護福祉士5割以上：12単位  
・常勤職員等：6単位

【介護職員処遇改善加算】

・加算Ⅰ：5.9%  
・加算Ⅱ：3.3%  
・加算Ⅲ：加算Ⅱ×0.9  
・加算Ⅳ：加算Ⅱ×0.8

定員を超えた利用や人員配置  
基準に違反

(-30%)

身体拘束についての記録を  
行っていない

(-5単位)

# 18. 介護老人福祉施設 [ 基準等 ]

## 必要となる人員・設備等

介護福祉施設サービスを提供するために必要な人員・設備等は次のとおり。

### ・人員

医師	入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
生活相談員	入所者の数が100又はその端数を増すごとに1以上
介護職員 又は看護職員	入所者の数が3又はその端数を増すごとに1以上
栄養士	1以上
機能訓練指導員	1以上
介護支援専門員	1以上(100対1を標準とする)

### ・施設及び設備

居室	原則定員1人、入所者1人当たりの床面積10.65㎡以上
医務室	医療法に規定する診療所とすること
食堂及び機能訓練室	床面積入所定員×3㎡以上
廊下幅	原則1.8m以上
浴室	要介護者が入浴するのに適したものとすること

※ユニット型介護老人福祉施設の場合、上記基準に加え、以下の基準の遵守が必要。

- ・ 共同生活室の設置
- ・ 居室を共同生活室に近接して一体的に設置
- ・ 1のユニットの定員はおおむね10人以下
- ・ 昼間は1ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置
- ・ 夜間は2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を配置
- ・ ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置

等